

オンライン資格確認のご案内



とっても
簡単!

マイナンバーカード

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



2

本人確認

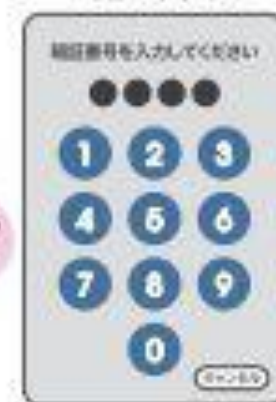
顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号

or



3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の診療・服薬・健診情報
を診療に活用することになります。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の診療情報を中心として
活用することになります。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

※医療費控除判定書をご利用される方は、併せて確認・選択をお願いします。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

療養環境のご案内

当病棟は厚生労働大臣が定める看護を行っている保険医療機関で次のとおり関東信越厚生局に届出受理されております。

◇ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1

当病棟では、

- 1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）
- 1日に3人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝8時30分～夕方5時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- 夕方5時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は50人以内です。

○患者様の負担による付添看護は認められておりませんのでご了承下さい。

入院時食事療養について

当病院の食事は医療の一環として提供されており、それぞれの患者の病状に応じて必要とする栄養量が与えられ、食事の質の向上と患者サービスの改善をめざして行われております。

○ 入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しております。（朝 8時 昼12時 夕18時以降）

○入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

【70歳未満】		
	一般	1食 490円
減額認定（非課税世帯）	過去1年間の入院期間が90日以内	1食 230円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食 180円
【70歳以上】		
	一般	1食 490円
住民税非課税世帯2	過去1年間の入院期間が90日以内	1食 230円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食 180円
住民税非課税世帯1		1食 110円

○入院時生活療養費・生活療養費標準負担額（1食につき）

【療養病床に入院する65歳以上】		
	回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者	1食 490円
低所得者2（住民税非課税者）	過去1年間の入院期間が90日以下	1食 230円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食 180円
低所得者1（年金80万円以下等）		1食 110円

イムス板橋リハビリテーション病院の 取り組み

①院内感染防止対策

当院では、院内感染防止の観点より医師を委員長として各部署より代表者を選出し院内感染対策委員会を組織し、月1回を基本として必要時には随時開催しております。また、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師により感染制御のチームを設置し、1週間に1回程度院内を巡回し、院内の感染状況の把握、職員の感染防止等を行うとともに、実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌・抗菌薬適正使用等の内容の手順書を作成し、定期的に職員に研修を行っています。

②医療安全対策

当院では、患者様とそのご家族、そして、医療現場を構成しているすべての医療従事者を事故や災難から守る為、各部署より代表者を選出し医療安全管理対策委員会を組織し、月1回を基本として必要時には随時開催しており、安全管理の体制確保のための職員研修を年2回行っております。また、医師・看護師・薬剤師・事務により医療安全管理部門を設置し、委員会と連携し医療安全対策を実施できる体制を構築しています。医療安全管理者は1週間に1回程度院内を巡回し、各部門における医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進しております。

また、患者さまの治療に対する疑問や不安を軽減するために、相談及び支援が受けられる体制を整えております。

※医療安全等の相談は、患者サポート窓口へお声かけください。



イムス板橋リハビリテーション病院 病院長

イムス板橋リハビリテーション病院の 取り組み

③入退院支援部門

当院では、入院前から各種機関と連携を取り、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように支援する職員を配置しております。

配置職員

(入退院支援部門) 濱野 麻祐子 (専従社会福祉士)

立川 香織 (専任看護師)

齊藤 陽菜 (専任社会福祉士)

(病棟担当) 3階 杉山 豪 (社会福祉士)、

4階 佐藤 希美 (社会福祉士)、

5階 古賀 善子 (社会福祉士)

担当業務

入院中の治療や入院生活に係る計画作成

退院支援計画作成

退院後の方針確認、病状、医療処置、ADL、IADL、生活状況の確認

患者様・ご家族様への地域医療機関や関係機関についての説明

地域医療機関や関係機関への連絡及び情報提供

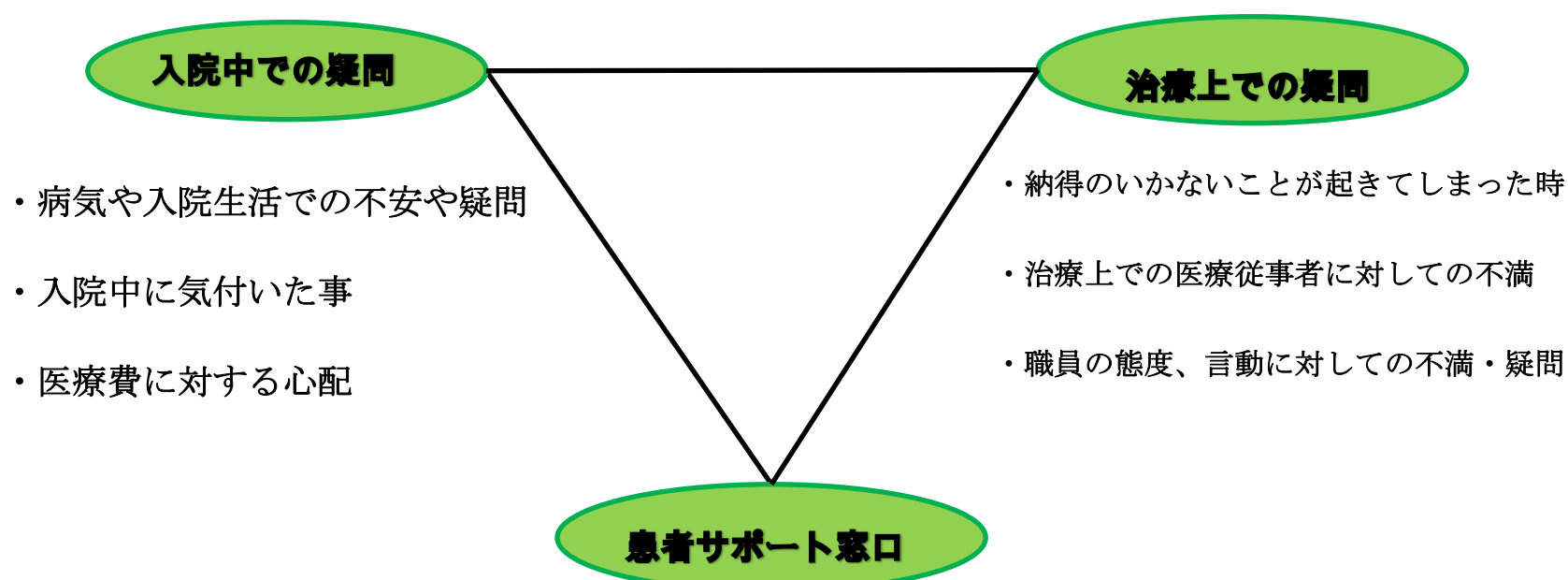
地域医療機関や関係職種との調整 (相談、協議等)

 イムス板橋リハビリテーション病院 病院長

イムス板橋リハビリテーション病院の 取り組み

④患者サポート体制

当院では、患者様とそのご家族の不安を取り除く体制を整えております。病気や入院生活での不安、治療の内容に関する疑問、医療費に対する心配、職員の対応等のご意見をうかがう窓口及びご意見箱を設置させて頂いております。



患者サポート窓口	1階 入口正面カウンター
受付時間	平日（月～金） 8時30分～17時30分 土曜日 8時30分～12時30分
患者サポート窓口担当者	島崎 久美子・齊藤 陽菜・原田 路代
医療安全管理者	河邊 紅仁
当院以外の相談窓口	医療安全支援センター「患者の声相談窓口」 TEL03-5320-4435

個人情報利用目的

当院では、個人情報保護法に基づき、当院独自の『個人情報保護規程』を作成し、患者様ならびに関係者の方々の個人情報の取り扱いに十分な配慮を行っております。

患者様の個人情報は、下記の目的で利用させて頂くことがございます。

これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様から同意を頂くことにしております。

第1 個人情報の利用目的・利用範囲

○医療提供

- ◆当院での医療サービスの提供
- ◆他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ◆他の医療機関、救急隊からの照会への回答
- ◆患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言と求める場合
- ◆検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ◆ご家族等への病状説明
- ◆その他、患者様への医療提供に関する利用
- ◆ご本人確認のための氏名の呼び出し及び、病棟におけるネームプレートの掲示

○診療費請求のための事務

- ◆当院での医療・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託
- ◆審査支払機関へのレセプトの提出
- ◆審査支払機関又は保険者への照会
- ◆審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◆公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ◆その他、医療・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

○当院での管理運営業務

- ◆会計・経理
- ◆医療事故等の報告
- ◆当該患者様の医療サービスの向上
- ◆入退院等の病棟管理
- ◆その他、当院の管理運営業務に関する利用

○医師賠償責任保険等にかかる、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等

○医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

○当院内において行われる医療実習への協力

○医療の質の向上を目的とした当院内外での症例研究

○外部監査機関への情報提供

第2 個人情報利用の同意

上記 第1 に掲げる利用目的のうち、他の医療機関等（第三者）への情報提供について同意し難い事項がある場合は、窓口までお申し出ください。お申し出がない場合については、同意したものとして取扱わせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、これらのお申し出については、その後いつでも撤回、変更をすることができます。

第3 問合せ窓口

個人情報保護に関してのご質問や患者様の個人情報の問合せは、総合受付でお受けしております。

長期処方・一般名処方及び 後発医薬品使用について

当院では、28 日以上 of 長期の処方を行う事が可能です

一般名処方

- ・処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、後発医薬品がある医薬品については商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で記載して処方すること。
そうすることで供給不足の薬であっても有効成分が同じ複数の薬が選択でき、患者様に必要な薬が提供しやすくなります。

後発医薬品

当院では、**後発医薬品**の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施していますが、
現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。



そのため、当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした**一般名処方**（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

- ・先発医薬品より安価で、経済的です。
患者様の自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。
 - ・効き目や安全性は、先発医薬品と同様です。
国ではジェネリック医薬品が先発医薬品と同じレベルの品質・有効性・安全性を有するかについて、欧米と同様の基準で審査しています。
- ※クスリの形や色、味は先発医薬品と異なる場合があります。

令和6. 6. 1